

日本学生支援機構給付奨学金 「奨学金継続願」提出

重要!

日本学生支援機構給付奨学金は、毎年継続手続きが必要です。下記のとおり、期限までに手続きを行ってください。期限までに提出しない場合は振込みが止まります(旧制度者は廃止)。

「奨学金継続願」提出手続き

▶対象者:以下のとおり(ただし、2020年10月現在)

振込中・保留中	休学等により 休止中	併給不可の民間奨学金受給等により停止中	採用(初回振込)が2020年11月以降	2020年度で満期支給終了(4年生等)
必要	不要	必要	不要	不要

▶入力期間: 2020年12月15日(火) ~ 2021年1月22日(金)

注意 上記期限までに提出をしないと、奨学生振込みが止まります。**旧制度者については、「廃止」(奨学生身分の喪失)**となり、次年度以降の奨学金受給資格を失います。

▶入力方法:

以下のリンク/QRコードから該当する奨学金(修学支援新制度/旧制度)の案内・入力準備用紙をダウンロードし、これらの内容に沿って期限までにスカラネット・パーソナルから入力してください。

▶説明会:

修学支援新制度の奨学金継続願の入力(提出)に係る説明会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、今年度の説明会は実施しません。代替措置として、下記リンク/QRコードから、説明会での使用を予定していた説明資料(一部改変)がダウンロード可能です。

	修学支援新制度	旧制度
案内プリント 入力準備用紙	 もしくは こちら を クリック	 もしくは こちら を クリック
継続願提出 説明資料	 もしくは こちら を クリック	

「奨学金継続願」提出後(新制度)

適格認定(学業)

学業成績により適格認定を行います。不適格者は「廃止」となり、奨学生の身分を喪失します。学業成績によっては給付済みの奨学金の返還が求められることがあります。

「警告」「継続」者への奨学金振込

2021年4月21日(水)の予定です。他の月より遅いので間違えないようにしてください。

「廃止」「警告」者への通知・指導

「廃止」「警告」に該当した方には、日本学生支援機構からの処置内容に係る文書の交付と処置内容等に係る説明があります。

「奨学金継続願」提出後(旧制度)

適格認定

学業・人物・経済状況により適格認定を行います。要件を満たさない場合は「停止」「廃止」となり、次年度の奨学金は交付されません。「廃止」者は、奨学生の身分を喪失し、学業成績によっては給付済みの奨学金の返還が求められることがあります。

「警告」「継続」者への奨学金振込

2021年4月21日(水)の予定です。他の月より遅いので間違えないようにしてください。

「廃止」「警告」者への通知・指導

「廃止」「停止」「警告」に該当した方には、日本学生支援機構からの処置内容に係る文書の交付と処置内容等に係る説明があります。

掲示期限: 2021年1月末

2020年12月10日 学務部学生支援課 経済支援係
学生センター2階 ①窓口
8:30~12:45、13:45~17:00 土日祝日除く

学生支援課ウェブサイト →
横浜国立大学ウェブサイト → 教育・学生生活 → 学生支援課
PC対応サイトのため、携帯等からアクセスする場合、通信料が発生します。

